

## 専決処分書

栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

栗山町長 椿原紀昭

## 栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保健事業)</p> <p>第9条 町は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第9条 町は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p>